

令和3年度

那覇・南風原クリーンセンター

作業環境中のダイオキシン類等分析測定業務委託

仕 様 書 (案)

那覇市・南風原町環境施設組合

## 令和3年度 那覇・南風原クリーンセンター作業環境中の ダイオキシン類等分析測定業務委託仕様書

### 1 目的

発注者 那覇市・南風原町環境施設組合（以下「甲」という。）が管理する那覇・南風原クリーンセンターのダイオキシン類暴露防止対策及び労働者の安全衛生管理に必要とされるダイオキシン類等の分析、測定業務を受託者（以下「乙」という。）に委託するため、必要な事項を次のとおり定める。

### 2 委託業務の名称

令和3年度年度 那覇・南風原クリーンセンター作業環境中のダイオキシン類等分析測定業務委託

### 3 委託業務の履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで。

### 4 契約保証金

那覇市・南風原町環境施設組合契約規則第4条第1項第9号の規定により免除

### 5 分析、測定等の業務を行う施設の名称、所在地及び施設の概要

名 称 那覇・南風原クリーンセンター

所 在 地 南風原町字新川 650 番地

施設概要 一般廃棄物処理施設

敷地面積：約 3.8ha

焼却溶融形式：全連続燃焼式ストーカ炉(廃熱ボイラ付)＋電気式灰溶融炉

施設規模能力：焼却炉 150 t/d×3炉

：溶融炉 26 t/d×2炉

：発電設備 8,000kw

：破碎選別機 39 t/5h(粗大ごみ 6t/5h、不燃ごみ 33t/5h)

排ガス処理方式：バグフィルタ、活性炭・消石灰吹込み、触媒脱硝

### 6 分析測定業務の内容

(1) 測定場所、測定分析項目、測定頻度、試験方法等は別表1の通り。

(2) 評価方法

作業環境評価基準(昭和63年労働省告示第79号)に準じて、「要綱」別紙2の方法により管理区域を決定すること。

(3) その他

作業環境測定におけるデザイン及び試料採取の業務は、作業環境測定士が自ら実施すること。

## 7 作業計画の立案

乙は、業務の遂行に当たり速やかに実施計画書を作成し、甲の承認を受けること。

なお、デザイン（試料採取点の決定）、サンプリング、管理区域の決定及び評価等については、作業環境測定士（作業環境測定法施行規則 別表第1号の作業場）が行うものとする。

## 8 業務管理

本業務委託は、業務の円滑な推進を図るため、十分な技術・経験を有する管理者1名を配置しなければならない。※次に管理者の要件について記す。

【管理者】管理者は、作業環境測定士の資格を有するもので、本業務の全般にわたり業務の技術的指導・監督を行わなければならない。

## 9 提出書類等

乙は業務の着手及び完了にあたっては、契約書に定めるもののほか、甲に対して次の書類を提出し、承認を得なければならない。

### (1) 着手時

着手届、業務管理者届及び実務経験証明書、工程表、その他必要な書類

### (2) 毎回の測定業務時

それぞれの測定業務を行う度に担当職員名簿を提出すること。

### (3) 完了時

完了届、納品書、請求書、その他必要な書類

(4) 乙が提出し、甲の承認を受けた事項であって、その事項の変更を要する際は、再度承認を受けなければならない。

(5) その他必要に応じて次の書類を提出しなければならない。

業務打ち合わせに関する記録

## 10 検査及び引渡し

乙は、業務完了後速やかに業務完了届を甲に提出し、甲の検査を受けるものとする。また、乙は、本仕様書に指定された成果品及び提出書類一式を納品し、検査合格後、甲の承認を持って業務の引渡しとする。

なお、納品後に成果品に不備又は不合格な点が発見された場合には、乙は速やかに訂正しなければならない。

## 11 成果品

提出すべき成果品及び提出部数は、次に示すものとする。

- ・ 報告書（測定時の写真を含む） 2部（A4版）
- ・ 報告書の原稿（CD-R） 1部

## 12 その他

本仕様書に定めのない事項及びその他疑義が生じた場合は、協議のうえ決定する。

別表 1

分析・測定業務の種類	測定場所	分析測定項目及び測定頻度	試験方法等
<b>作業環境中のダイオキシン類等分析測定</b>	処理飛灰コンベヤ室 灰溶融前処理設備室 飛灰処理室 灰溶融炉室 焼却炉室 排ガス処理室 飛灰貯槽室	粉じん中及びガス状のダイオキシン類濃度（含量） 6 作業場×1 回／年＝6 試料 ※7 月実施 処理飛灰コンベヤ室、 灰溶融前処理設備室 飛灰処理室 焼却炉室 排ガス処理室 飛灰貯槽室  1 作業場×2 回／年＝2 試料 ※7 月、1 月実施 灰溶融炉室	「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（厚生労働省労働基準局 平成13年4月25日、改正平成26年1月10日付け基安発0110第1号 別紙1「空气中のダイオキシン類濃度の測定方法」に準じて行う。  <b>ダイオキシン類濃度分析については、特定計量証明事業者へ委託しても良い。</b>
	測定場所の位置等は別添の作業環境図面を参照。	総粉じん濃度（A測定及びB測定） ※7 月、1 月実施 処理飛灰コンベヤ室（21 地点+1 地点） 灰溶融前処理設備室（37 地点+1 地点） 飛灰処理室（6 地点+1 地点） 灰溶融炉室（28 地点+1 地点） 焼却炉室（59 地点+1 地点） 排ガス処理室（39 地点+1 地点） 飛灰貯槽室（6 地点+1 地点）  203 地点×2 回／年＝406 試料	総粉じん濃度については、デジタル粉じん計を用いる方法または、ローボリウムサンプラーを用いて直接採取する方法。